

公安委員会に対する申出制度について

申出制度とは？

銃砲や刀剣類を所持している人が、その言動等から所持している銃砲刀剣類を使用して人に危害を加えるおそれがある時などに

- ① 同居している方
- ② 付近に居住している方
- ③ 勤務先が同じである方



がその旨を公安委員会に申し出ることが出来る制度です。

申出の方法は？

口頭 又は 文書 のいずれでもかまいません。
(Eメール、FAXでも可)



申出の受付窓口は？

警察本部、警察署、交番・駐在所で受け付けます。



猟銃などを所持している人の言動について、気がかりなことがあれば、どなたでもお気軽にご相談下さい。

詳しくは、警察本部保安課、又は各警察署までお問い合わせ下さい。

兵庫県警察

